

令和 7 年度 川口市社会教育委員会 会議録

【開催日時】 令和 7 年 8 月 2 6 日（火） 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 4 0 分

【会 場】 川口市役所第二本庁舎教育委員会室

【会議経過】

1 開会

2 挨拶

川口市教育委員会教育長 井上 清之

- ・社会教育委員の皆さまにおかれては、日頃より本市の社会教育の推進にご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
- ・社会教育委員会会議は、社会教育法に基づいて設置、開催される会議である。
- ・地域行事においては、子どもや年配の方の参加は多く見かけるが、子育て世代が忙しさのせいか少ないように思われる。
- ・社会教育には、一人一人の能力の向上とともに、人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域社会の結び付きを強化するという大きな役割が期待されている。
- ・社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案をすることや教育委員会の諮問に応じて意見を述べることなど、本市社会教育の方針を決める重要な役割を担う。
- ・社会教育委員の皆さまには、本市の社会教育の方向性や新たな可能性について、それぞれのお立場やご経験から多面的・多角的にご意見を賜りたい。

3 委員・事務局紹介

4 川口市社会教育委員会会議の概要

事務局が資料に基づき説明。

5 議長の選任・挨拶

議長として柴田委員が推薦され、選任された。

6 議事

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱に基づき公開。

傍聴人 1 名。

（1）令和 7 年度社会教育関係団体補助金交付について

事務局が資料に基づき説明。

（事務局）令和 7 年度社会教育関係団体補助金交付について意見を求める。

（委 員）現在、川口市 PTA 連合会に加盟している学校数はどのくらいか。

（事務局）88 校中、54 校加盟している。

（委 員）減額はやむを得ない。川口市婦人団体連絡協議会は、会員数の減少が課題となってい

るが、楽しく活動できるよう工夫している。限られた予算でも事業の見直しをしながら活動していく。

(議 長) 異議がないため承認とする。

(2) 令和7年度生涯学習の事業について

事務局が資料に基づき説明。

○公民館主催講座について

(委 員) 公民館を利用していると、いろいろなことをやっているなど思うことがある。前もって何をやっているのか知りたいと思うこともある。

(委 員) 川口市は、公民館を利用する団体の構成員は市民が8割以上という条件がある。他市の施設では6割で使える場所もある。

(事務局) 地域での利用の観点から、8割に設定しているが、今後も他自治体の動向も踏まえて調査研究していく。

○子ども大学かわぐちについて

(議 長) どのくらいの子どもが参加するのか。

(事務局) 定員50名としている。毎年、定員を越える応募がある。

○はたちの集いについて

(委 員) 昨年度は会場の難しさから川口茶道会による茶道体験ブースを開くことができなかった。今年度は、川口オートレース場を確認したうえで行いたい。部活動でかかわった「はたち」との再会は、感慨深いものがある。

○川口市人材バンク“魅学”について

(委 員) 川口茶道会も登録しており、学校に教えに行った。

(議 長) 学びを生かした活躍をとおして、交流の場がたくさんできるのはよいことである。

○地域学校協働活動について

(委 員) 放課後子ども教室は教育の一環である。学校だけでなく、大貫海浜学園や公民館等の施設をより利用しやすくすべきである。

(事務局) 放課後子ども教室は、様々な体験や交流をとおして学ぶ社会教育の一環である。公民館を放課後子ども教室で利用している事例もある。生涯学習課に相談してほしい。

(3) 今後の公民館事業について【意見交換】

柱①「公民館での学習支援について」

オンライン講座を視聴後に、議長より、委員に意見を求めた。

(委 員) 公民館職員の努力を感じる。これをいかに周知していくかも大切である。予算についてはどうなっているのか。

(事務局) 館報、チラシ、ホームページ等で周知しているが、より多くの方に認知してもらえようとして今後も調査研究していく。予算は公民館主催講座の中に組み込んでいるが、限られている。デジタルデバйд解消などの観点からも、職員ができる範囲で取り組むことにも意味があると考えている。

(委 員) 熱中症の対応に関する講座があってもよい。また、気候変動に対応した施設整備をお願いしたい。

(委 員) 視覚障害者にとっては、聞いて様子が分かるナレーションがあるとよい。オンラインの

ライブ講座の開催も考えられる。暑い中、集まらなくてもよいという良さもある。

(議長) オンラインは、いろいろな人にとってよいものにできる可能性がある。

柱②「公民館での地域住民の交流について」

議長より、委員に意見を求めた。

(委員) 民生児童委員は、守秘義務の観点から、対面で交流する子ども食堂や学習支援に子どもたちを連れていけない。

(事務局) 子ども食堂について、社会的ニーズは認識している。主催団体が公民館で実施する際のルールを含め、今後の在り方について検討していく。

(委員) 新型コロナウイルス流行以前は、他町会との交流もあった。公民館での飲食のルールは統一されているのか。

(事務局) 水分補給等の健康を維持するための飲食や、食事が主たる目的ではなく、総会等のあとに引き続き行われる懇親会において仕出し弁当に限って認めるなど、市でルールを統一している。

(委員) 違う団体同士の交流を増やしていくとよい。学びをより広げていきたいという意欲を持っている方がたくさん公民館には集まっている。

(委員) かかわりあい公民館に行く目的であってもよい。オンライン講座を見て、公民館に行ってみたいと思うことや、公民館文化祭等の行事への積極的なかかわりをとおして交流を深められるとよい。

(委員) ふだんは自宅で活動することが多いが、公民館の活動の様子を聞いていると、その面白さに気づく。公民館にこのような交流の場があるということをどう伝えるかも大切である。

7 閉会